

令和5年8月31日

令和6年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

1. 令和6年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	14,770	10,431	4,339	41.6
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	1,650	2,255	△605	△ 26.8
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	1,650	2,255	△605	△ 26.8
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	16,420	12,686	3,734	29.4

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度末 残高(見込)	令和5年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	61,992	48,718	13,274	27.2
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	8,673	7,023	1,650	23.5
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	8,673	7,023	1,650	23.5
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	70,665	55,741	14,924	26.8

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		22,800	18,940	3,860
(内訳)	直接借款	21,500	17,685	3,815
	海外投融資	1,300	1,255	45

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		22,800	18,940	3,860
(財源)	財政投融資	16,420	12,686	3,734
	財政融資	14,770	10,431	4,339
	産業投資	—	—	—
	政府保証	1,650	2,255	△605
	自己資金等	6,380	6,254	126
	一般会計出資金	499	478	21
	財投機関債	800	800	—
	貸付回収金	7,394	7,100	293
	財政融資資金借入金償還	△1,496	△1,419	△77
	その他	△817	△706	△111

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

有償資金協力業務は、開発途上国の経済・社会インフラ整備等のために必要な資金を、超長期かつ低利という譲許性の高い条件で供給することを通じ国際貢献を行うものであり、かつ「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月閣議決定）、「インフラシステム海外展開戦略2025（令和5年6月追補版）」（令和5年6月経協インフラ戦略会議決定）等においても示されている通り、質の高いインフラの海外展開を通じて我が国の国益増進を図る重要な政策手段である。この点において、公的金融機能としては、「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月）における「大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における『民間では担えないリスクの負担』」に該当すると認識している。

一般的に、開発途上国では経済・社会開発に必要なインフラ整備等を行うための国内資金が十分ではなく、海外からの資本流入に頼らざるを得ない。一方で、こうした経済・社会開発事業や地球規模問題に対応する環境案件等については、収益性や不確実性等の観点から民間資金のみでは十分な実施が期待できないことから、公的金融機関としての当機構による補完が行われているものである。

他方、開発途上国が持続的な経済発展を達成するためには、民間セクターによる経済の活性化、雇用の促進、技術移転、外貨獲得が必要である。有償資金協力業務による事業支援・参加は民間主導の海外直接投資を補完し、触媒としての役割を果たすものでもある。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

有償資金協力業務のうち円借款については、政府開発援助(Official Development Assistance：ODA)として、民間セクターでは対応が困難な開発途上国の経済・社会インフラ整備等のために、相手国政府が必要な資金について、超長期かつ低利という譲許性の高い条件で融資を行うものである。このため、一般の金融機関とは競合せず、かつ相手国の政府等を融資先とし、民間企業が直接の裨益者ではないことから、民間企業のモラルハザードが想定されるものではない。

次に海外投融資については、新成長戦略（平成22年6月閣議決定）において「国際協力機構（JICA）の海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る」とされ、平成24年10月に本格再開が決定された。また、「インフラシステム海外展開戦略2025（令和5年6月追補版）」において「我が国の優れた技術・ノウハウを新興国・途上国に提供することで、相手国の成長を取り込み、我が国経済の活性化につながるよう、円借款と海外投融資を戦略的に活用する」とこととされている。このように、政府方針を踏まえた業務の推進を行いつつも、一般の金融機関が行う資金の貸付又は出資を補完し、又は奨励するものとなるよう制度設計がなされており、一般の金融機関とは競合しない。また、出融資に際しての基本条件として、融資の場合は当機構に

よる融資割合の上限を総事業費の70%とし（特に必要と認められる場合には80%）、出資の場合は原則として現地企業等への直接出資、出資比率は25%以下、かつ最大株主の出資割合を超えないものとする等、民間企業に一定のリスク負担を求めた上で、開発効果の高い案件に絞った支援を行っている。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」においては、財政投融資全般について「償還確実性を確保」の上で「毀損を回避することが前提である」とされており、「財政投融資の対象として今後期待される分野」として円借款や海外投融資の活用を通じたインフラ輸出が掲げられ、「民業補完の観点からは（中略）財投機関は財政融資資金や債券発行により長期資金を調達する構造であり、（民間金融機関の）質的な部分を補完している」と位置付けられている。

こうした指摘を踏まえ、G7広島首脳宣言、持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）達成支援、アジア支援、アフリカ支援、中東支援等にかかる国際公約や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」、「インフラシステム海外展開戦略2025（令和5年6月追補版）」等の政府方針を踏まえつつ、個別案件の承諾に際しては事業達成の見込みやマクロ経済状況及び債務負担能力等につき精査を行っている。また、有償資金協力・技術協力・無償資金協力を一体的に運用する環境を整備し、更なる業務の効率化及び効果増大を推進している。

なお、ODAに関しては、「開発協力大綱」（令和5年6月閣議決定）により、基本的考え方、重点政策、実施原則等が示されている。当機構においては、かかる政府の方針や検討の状況を十分に踏まえた上で、国別の開発協力実施方針等の各種方針を定め、業務の重点化、効率化を推進している。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和4年度における財政投融資（補正後現額）は1兆1,427億円（うち政府保証外債1,180億円）を予定していたが、政府保証外債発行時の為替レート差のため、32億円の不用が生じたことから、これに伴う財政投融資32億円（うち政府保証外債32億円）の運用残が発生した。

（参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額）

	2年度	3年度	4年度
運用残額	992億円	910億円	32億円
運用残率	12.1%	13.4%	0.3%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

特になし。

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

該当なし。

(2) 政府保証外債

有償資金協力部門においては、開発途上国の持続的経済成長及び貧困削減のための長期の資金ニーズに対応するため、超長期かつ低利の譲許性の高い資金を安定的に供与する財源として、貸付回収金や財投機関債を含めた自己資金等に加え、政府からの資金調達として一般会計及び財政投融资を主たる原資としている。

このうち、財政投融资については、従来からの財政融資資金借入金に加え、平成26年度より政府保証外債を資金需要や市場環境を勘案しつつ発行しており、令和6年度においても継続発行を要望する。

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」の「政府保証に係る4類型の見直し」においては、主として「iii 外貨貸付に対する資金需要に対応するための政府保証外債の発行」に該当するとされている。同文書の該当箇所にて、政府保証付与の条件として掲示されている3つの審査基準は以下①～③のとおり。

①外貨調達の必要性が認められること

②起債時点における調達可能な他の資金と比較して、発行コストが廉価であること

③起債する市場において、同等な信用力を有する他の債券の発行条件等を比較して、遜色のない条件で起債できること

なお、②については、財政投融资分科会（平成29年12月20日）において「償還が十分に確実であると見込まれること」と審査基準が見直されている。

当機構における政府保証外債は、外貨建て海外投融资、ドル建て借款の執行に係る外貨資金の需要に対応するためのものであり審査基準①を充足している。また、各回の発行時には、審査基準②③の双方を充たすことも確認している。

(3) 政府保証外貨借入金

該当なし。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

該当なし。

(2) 政府保証外債

令和6年度の海外投融资及びドル建て借款の執行見込み等を踏まえ、10億米ドル相当の円貨額（1,650億円）を政府保証外債の発行額として要求する。

(3) 政府保証外貨借入金

該当なし。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

1. 令和6年度における財投機関債の発行内容

(1) 発行予定額：800億円

(2) 発行形態：原則として、普通社債(SB)と同様の債券を予定。

(参考) 令和5年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

発行予定額：800億円(令和5年6月に一部(250億円)発行済)

発行形態：原則として、普通社債(SB)と同様の債券を予定。

2. 要求の考え方

円借款は、開発途上地域にとって重い負担とならないよう極めて譲許的な条件で実施されることから、有償資金協力部門の財務の健全性を維持しつつ超長期かつ低利の円借款を安定的に供与するため、一般会計出資金及び財政投融资を主たる原資としている。

一方、財投機関債による資金調達は、業務運営効率化への規律向上等の意義も認められることから、一般会計出資金及び財政投融资に次ぐ資金調達手段として活用していく。

令和6年度の発行額は令和5年度と同額の800億円を計画する。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

「経済財政運営と改革の基本方針2023」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「デジタル田園都市国家構想（基本方針・総合戦略・当面の重点検討課題）」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2023」においては「世界の成長と繁栄の基盤となる、自由で公正な経済圏の拡大やルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化に取り組む。G7広島サミットを受け、新しい資本主義の重要性やこうした取組の国際連携の必要性に関する議論を主導する。（中略）グローバルヘルスの推進・課題解決に向け、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を目指し、G7広島首脳宣言を踏まえた対応につき検討を進める。（中略）相手国ニーズに応じた案件形成支援の強化など、インフラシステム海外展開戦略に基づく施策を着実に進める。」

「「開発協力大綱」に基づいて、開発協力を効果的・戦略的かつ適正に実施していくことを踏まえ、様々な形でODAを拡充し、実施基盤の強化のための必要な努力を行う。」「技術と意欲ある企業の海外展開を促進するため、投資関連協定やODA等の活用と併せて、海外ビジネス投資支援パッケージ等に基づき、必要な体制の強化やビジネスステージに応じた支援メニューの強化・周知を図る。」とされている。

また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」では、「日米豪印の協力や、ASEANや太平洋島しょ国、アフリカ、中南米等の各国との連携を深め、「自由で開かれたインド太平洋」を推進するための協力を一層強化する。G7広島サミットでは、G7として、世界経済を力強くけん引し、持続的な成長の実現のための取組を主導することを確認した。こうした成果を、インドが議長国を務めるG20に引き継ぐとともに、友好協力50周年を迎えるASEANとの特別首脳会議で新たな協力のビジョンと具体的協力を打ち出し、アジアから世界に向け発信する。」「世界が直面する諸課題に、国際社会全体が協力して対応していくため、G7が結束し、いわゆる「グローバル・サウス」と呼ばれる国・地域に対する関与を強化する。また、これらの国々には、エネルギー・鉱物資源や、サプライチェーンの重要な一翼を担う国々がある。「グローバル・サウス」でのビジネスを進める企業への政策支援を強化する」、「グローバルヘルス（国際保健、ユニバーサルヘルスカバレッジ）分野への民間資金の呼び込みに向けて、国際保健における民間セクターの役割の重要性を強調することに合意したG7の成果を踏まえ、インパクト投資の推進に向けた国際連携の枠組みを構築する。」こと等が掲げられており、この実現のため、JICAの体制・機能強化及び十分な財務基盤の確保が求められている。

上記の政府方針を踏まえ、特に以下の事項に重点的に取り組むことを前提として、令和6年度の財政投融资要求（合計1兆6,420億円（うち財政融資資金1兆4,770億円、政府保証外債1,650億円））を行う。

(1) 新興国・途上国における「質の高い成長」支援

開発途上国の膨大なインフラ需要を踏まえ、日本企業の技術・ノウハウを活用した「質の高いインフラ」整備を支援。「自由で開かれたインド太平洋」の実現にも貢献。

(2) 持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）に向けたグローバルな課題への対応

防災、保健及び気候変動対策、デジタル分野等への取組を通じた持続可能な開発を支援。G7広島首脳宣言を踏まえた取組を強化。

(参考)

●「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(抄)

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

1. 国際環境変化への対応

(5) 対外経済連携の促進、企業の海外ビジネス投資促進

(対外経済連携の促進)

世界の成長と繁栄の基盤となる、自由で公正な経済圏の拡大やルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化に取り組む。G7 広島サミットを受け、新しい資本主義の重要性やこうした取組の国際連携の必要性に関する議論を主導する。本年中に「SDGs 実施指針」を改定し、誰一人取り残さない社会の実現を目指す。

CPTPP の高いレベルを維持しつつ、英国加入プロセスを主導し、また、RCEP 協定の完全な履行確保を図るとともに、IPEF 等において具体的な成果を目指す。さらに、多角的貿易体制の中核を担う WTO の改革を主導する。また、TPP 大綱に基づく施策を実施する。

アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)構想等の実現に向け、標準作り等に加え、日本の技術や制度を活用し、世界の脱炭素化に貢献する。日本の技術を活用し、2040 年までの追加的プラスチック汚染ゼロとの野心の達成に向けて多数国による条約の策定交渉等を主導する。また、2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させる目標に向け、本年度中の国会提出を視野に入れた自主的取組を認定する法制度の検討や、グリーンインフラ、G7 ネイチャーポジティブ経済アライアンス等の取組を推進する。グローバルヘルスの推進・課題解決に向け、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成を目指し、G7 広島首脳宣言を踏まえた対応につき検討を進める。また、ワンヘルス・アプローチを推進するとともに、薬剤耐性対策において、市場インセンティブによる治療薬の確保等の国内対策や国際連携・産学官連携による研究開発を推進する。貿易手続を含むデジタル化、サプライチェーンの強靱化、質の高いインフラ、水循環・水防災、女性等の分野でも取組を進める。上記の取組やスマートシティ等を始め、相手国ニーズに応じた案件形成支援の強化など、インフラシステム海外展開戦略に基づく施策を着実に進める。国際市場の拡大を図るため、幅広い分野で国際標準戦略を推進する。途上国の債務問題に対処し、また、金融システムの強化に向けた国際的な議論に貢献する。

未来社会の実験場である 2025 年大阪・関西万博を始め、2027 年国際園芸博覧会など、大規模国際大会等に向け着実な準備を進める。

(企業の海外ビジネス投資促進)

技術と意欲ある企業の海外展開を促進するため、投資関連協定や ODA 等の活用と併せて、海外ビジネス投資支援パッケージ等に基づき、必要な体制の強化やビジネスステージに応じた支援メニューの強化・周知を図る。加えて、G7 広島サミットの成果も踏まえ、「ウクライナ経済復興推進準備会議」での検討を早急に進めつつ、戦況等の現地情勢、ウクライナの復興計画、現地邦人の安全確保や法の支配の重要性に留意しながら、G7 及び国際機関との国際連携の推進の下、関係政府機関の活用強化、資金支援や汚職対策等により、政府の積極的なイニシアティブでビジネス環境整備を行うことでウクライナの経済復興を支える。そうした中で、日本企業による技術を活用した貢献を図りつつ、投資を促進し、柔軟で大胆な「日本ならではの」復興支援を行う。また、企業のサプライチェーンや政府の実施する調達において、人権尊重の取組を行う。

●「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」(抄)

X. 個別分野の取組

3. 対外経済連携の促進

日米豪印の協力や、ASEAN や太平洋島しょ国、アフリカ、中南米等の各国との連携を深め、「自由で開かれたインド太平洋」を推進するための協力を一層強化する。G7 広島サミットでは、G7 として、世界経済を力強くけん引し、持続的な成長の実現のための取組を主導することを確認した。こうした成果を、インドが議長国を務める G20 に引き継ぐとともに、友好協力 50 周年を迎える ASEAN との特別首脳会議で新たな協力のビジョンと具体的協力を打ち出し、アジアから世界に向け発信する。

また、CPTPP の市場アクセス・ルールを高いレベルに維持しつつ、英国加入のプロセスを引き続き我が国が主導する。RCEP 協定の完全な履行確保のための協定参加国への経済・技術協力支援の強化、IPEF、DFFT、投資協定等の取組において具体的な成果を目指す。WTO における電子商取引交渉等、国際的なルール作りにおいて中心的な役割を果たす。

DFFT については、G7 広島サミット及び G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合で合意された国際的な議論の枠組みの設立を進めるとともに、官民協働プロジェクトを進める。

世界が直面する諸課題に、国際社会全体が協力して対応していくため、G7 が結束し、いわゆる「グローバル・サウス」と呼ばれる国・地域に対する関与を強化する。また、これらの国々には、エネルギー・鉱物資源や、サプライチェーンの重要な一翼を担う国々がある。「グローバル・サウス」でのビジネスを進める企業への政策支援を強化する。

4. グローバルヘルス（国際保健）

グローバルヘルス（国際保健、ユニバーサルヘルスカバレッジ）分野への民間資金の呼び込みに向けて、国際保健における民間セクターの役割の重要性を強調することに合意したG7の成果を踏まえ、インパクト投資の推進に向けた国際連携の枠組みを構築するとともに、最近取りまとめたインパクト投資の好事例も参考に、健康投資・栄養対策等の取組事例の普及や投資インパクトの可視化を進める。国際機関等における日本企業からの医薬品・医療機器等の調達を通じた国際展開及び国際貢献を後押しするために、国際機関との協力やグローバルヘルス分野での官民連携を加速する。

財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門）

1. 政策的必要性

有償資金協力業務は、開発途上地域の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。開発途上国の持続的経済成長及び貧困削減のための長期の資金ニーズに対応するため、開発途上地域にとって重い負担とならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件を付すことが法律（独立行政法人国際協力機構法第13条）で要請されている。従って、有償資金協力勘定の財務の健全性を維持しつつ、超長期かつ低利の譲許性の高い資金を安定的に供与するためには、財源として財政投融資及び一般会計出資金が必要である。財投機関債については、資金調達手段の多様化やディスクロージャー促進による事業運営の効率化のメリットはあるが、高コストとなることから、これらに次ぐ資金調達手段として位置付ける。

有償資金協力業務の実施にあたっては、新たな時代の人間の安全保障の推進、途上国との共創等を基本方針とする「開発協力大綱」をはじめ、「経済財政運営と改革の基本方針2023」や、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」、「インフラシステム海外展開戦略2025（令和5年6月追補版）」、「グローバル・インフラ投資パートナーシップ」（令和4年6月政府発表）の趣旨に則る。

かかる目的を有する有償資金協力業務の施策の具体的メニュー・スキームは以下のとおり。

[円借款]

例えば以下の目的のために必要な資金を、超長期かつ低利の譲許性の高い条件で融資するもの。

- ①「質の高い成長」と格差是正
- ②普遍的価値の共有と平和構築の推進
- ③地球規模問題への取組みの強化

後発開発途上国（LDC）のうち貧困国については金利条件を0.1%とするなど、所得段階に応じて異なる供与条件（償還期間・金利等）を適用している。また、環境・気候変動、保健・医療、防災、人材育成の重点分野については「優先条件」、「質の高いインフラ」を実現する日本企業の受注が相当程度期待できる技術（製品、工法等）が採用される案件については「ハイスpekク借款」として一般的な条件よりさらに譲許的な供与条件を適用している。

また、我が国の優れた技術やノウハウを活用する「顔の見える援助」を促進すべく、同様に譲許性の高い「STEP（本邦技術活用条件）」を設けている。

[海外投融資]

主として民間セクターが開発途上国で実施する開発事業に対し、必要な資金を融資または出資し、民間企業等の活動の支援を通じた経済・社会の開発への支援を行うもの。

令和6年度の事業規模については、「インフラシステム海外展開戦略2025（令和5年6月追補版）」や、2027年までに、質の高いインフラに特に焦点を当てた公的及び民間投資において最大6,000億米ドルをG7共同で動員することを目指す「グローバル・インフラ投資パートナーシップ」等を示された円借款・海外投融資の一層の戦略的活用、新興国・途上国の投資環境整備等に資する取組への支援、「開発協力大

綱」に掲げられた新たな時代の人間の安全保障の推進に加えて、我が国の国際公約（G7広島首脳宣言、持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）達成支援、アジア支援、アフリカ支援、中東支援等）等政府方針を踏まえつつ、実施中の事業及び新規の承諾見込み等について、個別に精査を行った結果、出融資規模を2兆2,800億円と見込むものである。

令和4年度における事業規模は、計画1兆9,210億円（補正後現額）に対して、1,311億円の未達となったが、この主因は、一部貸付承諾済案件の事業進捗が遅延したこと等により、出融資が計画を下回ったものである。しかしながら、開発途上国等における貧困削減と経済・社会開発、地球規模問題への取組等に向けた超長期かつ低利の資金に対する開発途上国等のニーズは依然として高く、出融資実績については、令和2年度1兆4,388億円、令和3年度1兆3,882億円そして令和4年度1兆7,899億円と高水準を維持している。

令和5年度事業計画については、原則として実施中の案件若しくは新規承諾予定案件のうち当該年度中に実行の高い確度で見込まれるもの（但し、一部実行に不確実性はあるが、「成長戦略フォローアップ（令和3年6月成長戦略閣議決定）」及び我が国の国際公約等に基づいた重要性の高い案件を含む）を織り込んでいる。

2. 民業補完性

有償資金協力業務は、開発途上国の経済・社会インフラ整備等のために必要な資金を供給することを通じ国際貢献を行うものであり、かつ「経済財政運営と改革の基本方針2023」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」、「インフラシステム海外展開戦略2025（令和5年6月追補版）」等においても示される通り、インフラの海外展開を通じて我が国の国益増進を図る重要な政策手段である。この点において、公的金融機能としては、「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」における「大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における『民間では担えないリスクの負担』」に該当すると認識している。

一般的に、開発途上国では経済・社会開発に必要なインフラ整備等を行うための国内資金が十分ではなく、海外からの資本流入に頼らざるを得ない。一方で、こうした経済・社会開発事業や地球規模問題に対応する環境案件等については、収益性や不確実性等の観点から民間資金のみでは十分な実施が期待できないことから、公的金融機関としての当機構による補完が行われているもの。

他方、開発途上国が持続的な経済発展を達成するためには、民間セクターによる経済の活性化、雇用の促進、技術移転、外貨獲得が必要である。有償資金協力業務による事業支援・参加は民間主導の海外直接投資を補完し、触媒としての役割を果たすものでもある。

有償資金協力業務のうち円借款については、政府開発援助（ODA）として、民間セクターでは対応が困難な開発途上国の経済・社会インフラ整備等のために、相手国政府が必要な資金について、超長期かつ低利という譲許性の高い条件で融資を行うものである。このため、一般の金融機関とは競合せず、かつ相手国の政府等を融資先とし、民間企業が直接の裨益者ではないことから、民間企業のモラルハザードが想定されるものではない。

一方、海外投融资については、新成長戦略において「国際協力機構（JICA）の海外投融资については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る」とされ、平成24年10月に本格再開が決定された。また、「インフラシステム海外展開戦略2025（令和5年6月追補版）」において「我が国の優れた技術・ノウハウを新興国・途上国に提供することで、相手国の成長を取り込み、我が国経済の活性化につながるよう、円借款と海外投融资を戦略的に活用する」こととされている。したがって、政府方針を踏まえた業務の推進を行いつつも、一般の金融機関が行う資金の貸付又は出資を補完し、又は奨励す

るものとなるよう制度設計がなされており、一般の金融機関とは競合しない。また、出融資に際しての基本条件として、融資の場合は当機構による融資割合の上限を総事業費の70%とし（特に必要と認められる場合には80%）、出資の場合は原則として現地企業等への直接出資、出資比率は25%以下、かつ最大株主の出資割合を超えないものとする等、民間企業に一定のリスク負担を求めた上で、開発効果の高い案件に絞った支援を行っている。

3. 有効性

開発途上国においては多くの場合、経済社会開発に係る計画策定や事業実施に際し、資金調達や技術的ノウハウの不足等の困難に直面している。有償資金協力業務においては、こうした国に対する有償の資金供与による協力の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。具体的には、民間金融機関から融資を受けることが困難な開発計画や開発事業に対して、超長期かつ低利という緩やかな条件で融資をしており、（返済義務を課すことにより、借入国にとって真に必要な政策の実現や、そのための効率的な資金運用の促進を行っていることも含め）こうした国の自助努力を支援している。

なお、有償資金協力の業務実績に関しては、独立行政法人通則法に則り、年度毎の評価及び5年の中期目標期間の評価（予算、収支計画・資金計画等は除く）が行われるとともに、個別事業については、運用効果指標を定めモニタリング及び事後評価を行うことにより、施策の有効性を確認している。

4. その他

業務運営に当たっては、以下のように信用リスクの軽減を図っており、もって財政投融資に対する償還確実性を確保している。

まず、円借款供与の際には、事業計画について審査し、事業達成の見込みがあるものにのみ円借款を供与しており、将来的にはこの事業効果により開発途上国が経済成長を達成し、もって債務返済を行うことを企図している。また、円借款は対象国のマクロ経済状況及び債務負担能力等の分析を行った上で、国際約束に基づき相手国政府等に貸し付けられるものであり、回収の確保が図られている。

債務問題を抱えている国に対しては、IMF等国际機関による支援、パリクラブ、援助国会合等を通じた当該国に対する国際支援体制に基づき対応することとしており、当該国の債務が持続可能となる仕組みが国際的に確保されている。なお、政府決定により、平成15年度より債務救済無償の対象国に対しては、従来の債務救済無償方式に代わり、円借款債権の放棄による債務救済を実施していくこととなったが、これは国際的な枠組みの中で合意された特定の貧困国に対する例外的な措置である。

海外投融資については、事業計画について審査し、事業達成及び債務返済等の見込みがある事業にのみ出融資を行うこととしている。また、貸付業務に際しては、借入人等の債務負担能力を検討の上、必要に応じて物的担保、保証人、外国政府若しくは銀行の支払保証等を徴求している。なお、海外投融資に係る管理勘定を設定し、海外投融資業務のポートフォリオ管理を通じて当機構の収益性や財務の健全性を保つこととしている。

4 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

1. 決算についての総合的な評価

令和4年度決算における当期総利益は、資金運用収益が資金調達費用を上回ったこと等により543億円となった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

・資産合計は昨年度比 1 兆 2,320 億円増加し、15 兆 4,732 億円となった。資産の大宗を占める貸付金残高は、貸付実行の増加により、昨年度比 1 兆 724 億円増の 15 兆 1,256 億円となった。

・負債合計は昨年度比 1 兆 1,270 億円増加し、5 兆 2,590 億円となった。負債の大宗を占める財政融資資金借入金残高は、昨年度比 9,278 億円増加の 3 兆 9,706 億円となった。

・純資産合計は政府からの出資金 471 億円及び当期総利益 543 億円等により、昨年度比 1,050 億円増の 10 兆 2,143 億円となった。

(2) 費用・収益の状況

・経常費用は、与信関係費用の減少等により、昨年度比167億円減の1,128億円となった。

・経常収益は、貸付金利息、金融派生商品収益等の増加により、昨年度比148億円増の1,672億円となった。

・上記に臨時損失を減算し、臨時利益を加算した当期総利益は、昨年度比315億円増の543億円となった。